地方独立行政法人大阪産業技術研究所
情報セキュリティ基本方針

制定　平成２９年４月１日
改正　令和８年９月１５日

（趣旨）

第１条　地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、「法人」という。）が実施する技術支援、研究等の業務において、情報通信技術の使用は不可欠となっている。法人は、それらの情報基盤を整備・活用することのみに注力するのではなく、情報セキュリティを正しく認識し、情報セキュリティの促進に努めなければならない。そのため、法人は、情報セキュリティ対策の包括的な指針として、情報セキュリティ基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。なお、この基本方針は、地方独立行政法人法第２４条の２において準用する地方自治法第２４４条の６に基づく、法人の情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付ける。

（目的）

第２条　この基本方針は、コンピュータ、情報システム、ネットワーク並びにこれらで取り扱うデータ及び書類等に記録された内容、情報システムの仕様書、ネットワーク図及びその他のシステム関連文書（以下、「情報資産」という。）の機密性（情報資産へのアクセスを認められた者だけが、その情報資産にアクセスできる状態を確保すること）、完全性（情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること）及び可用性（情報資産へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報資産にアクセスできる状態を確保すること）を維持することを目的とする。法人は、保有個人情報その他業務上取り扱う重要な情報を情報資産として位置付け、法令及び関係規程に基づき適切に保護する。

（方法）

第３条　前条の目的を達成するため、法人は内部規程を整備し、法人利用者や、利害関係者の信頼を損なうことのないよう情報保護対策を講じなければならない。また、技術の進歩や社会情勢等に適切に対応するよう、情報セキュリティ対策を継続的に見直し、最適化を図らなければならない。

２　法人は、情報資産に対する脅威として、不正アクセス、ウイルス攻撃、ランサムウェア、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、内部不正、誤操作、設定不備、情報資産の無断持出し、委託先管理不備、機器故障、災害、疾病、電力・通信その他インフラ障害等を想定し、必要な対策を講じる。

３　法人は、前項の脅威から情報資産を保護するため、組織体制の整備、情報資産の分類及び管理、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ、運用管理、業務

委託及び外部サービス利用時のセキュリティ確保並びに情報セキュリティに関する事故又はそのおそれが発生した場合の対応に関する対策を講じる。

４　法人は、情報セキュリティに関する規程類の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて監査又は自己点検を実施し、必要な改善を行う。

５　法人は、監査又は自己点検の結果、情報セキュリティに関する状況の変化、法令又はガイドラインの改正、情報セキュリティに関する事故の発生等を踏まえ、必要に応じてこの基本方針を見直す。

（適用範囲）

第４条　この基本方針の適用を受ける対象者（以下、「対象者」という。）は、法人の役職員（非常勤職員を含む。）及び法人に派遣されている者並びに法人で情報資産を使用するすべての者とする。

（遵守義務）

第５条　この基本方針の対象者は、法人が保有する情報資産の性質を十分考慮し、法人の情報セキュリティに関する規程類に基づいて、次の各号を遵守しなければならない。

（１）情報資産を管理、保護する。

（２）法人内部での情報セキュリティの侵害行為を防止することはもちろん、それらの行為に利用されないように努める。

（３）法人内部のコンピュータ及びネットワークを経由して法人外部のコンピュータを不正に使用しない。

（４）取扱い権限のない情報を不正に入手しない。

（５）業務上必要のない情報を第三者へ提供しない。

（６）情報セキュリティに関する事故、違反又はそのおそれを認知した場合は、法人が定める手順に従い適切に対応する。

（細則）

第６条　情報セキュリティを維持するために必要な具体的事項及び判断基準は、情報セキュリティに関する規程類において別途定める。

２　前項の規程類に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を必要に応じて定める。

３　前項の手順のうち、公にすることにより法人の運営に支障を及ぼすおそれのあるものは、非公開とする。

附　則

（施行期日）

この方針は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この方針は、令和８年９月１５日から施行する。